

事業主・健診担当のみなさま

労災保険二次健康診断等給付を ご存知ですか？



- ◎受診費用は無料です。
- ◎労災申請の必要はありません。
- ◎保険料への影響はありません。

「労災保険 二次健康診断等給付制度」は、その名称から利用をためられる事業主様が多くいらっしゃいます。その内容をよくご理解いただき、正しくご利用いただければ、事業主様、従業員の皆様にとって大変メリットが大きい制度です。

費用はかかるの？

受診費用は受診者ご本人、事業主様とも負担はありません。
労災保険制度に特別加入されている方（事業主・役員）及び既に脳血管疾患又は心臓疾患と診断された事のある方は、対象外となります。

労災申請が必要なの？

よく誤解がありますが、労災申請の必要はなく、保険料への影響もありません。
この「労災保険二次健康診断等給付」は、2001年の労災保険法の改正にともない、定期健康診断で「脂質異常症」「糖尿病」「肥満」「高血圧」の全てを指摘された方が受けられる制度です。費用は労災保険より支払われますが、この二次健診を受診することと、労災認定とは別ですので、労災保険料へ影響することはありません。

安心して従業員様へ二次健診受診をお勧めください。

お申込み方法やご注意、対象者、健診内容など、詳しくは裏面をご覧ください。

お問い合わせ・予約電話

078-326-2430

（平日 8:30 ~ 16:30）

京都工場保健会 神戸健診クリニックは「労災保険 二次健康診断等給付」医療機関です。

一般財団法人 京都工場保健会

神戸健診クリニック

〒650-0022 神戸市中央区元町通2丁目8番地14 オルタンシアビル3F・4F

<http://www.kobekenshin.jp/>

神戸健診クリニック

検索

クリック

二次健診受診のご案内



▶ 二次健診を受けていただく方へ

予約をいただき、絶食の上、9時までにご来所ください。

申込書（「二次健康診断給付請求書（OCR）」）に必要事項をご記入の上、ご持参ください。

予約申し込み先 075-823-0526 京都工場保健会診療所

● 受診のお申込みについて

・ 一次健康診断を受診した日から3か月以内にお申込みください。

一次健康診断を受診した日から3か月を過ぎた場合、二次健康診断等給付を受けることができなくなります。

・ 1年度に1回のみ受けることができます。

・ 健診給付医療機関でのみ制度が利用できます。

京都工場保健会診療所は「労災保険 二次健康診断給付」医療機関です。

● 受診できる方

血圧

最高血圧 140 以上
または
最低血圧 90 以上

血中脂質

LDL コレステロール 140 mg /dl 以上
HDL コレステロール 40 mg /dl 未満
中性脂肪 150 mg /dl 以上
のいずれか1つ以上

血糖

空腹時血糖値 110 mg /dl 以上
HbA1c 5.6% 以上のいずれか

肥満度

BMI 25 以上
腹囲男性 85 cm 以上
女性 90 cm 以上
のいずれか

4つの検査すべてに「異常」があった方が、受診の対象です。「異常」とは、「正常」以外をさしますので、「経過観察」などわずかな異常も該当します。

また、健診結果は「正常」でも、産業医の判断で「異常」とみなされた場合も該当します。

● 二次健診の内容

・ 二次健診

- ・ 空腹時の血中脂質検査
- ・ 空腹時の血糖検査
- ・ HbA1c の検査（一次健診において行った場合を除きます）
- ・ 負荷心電図、または心臓超音波検査
- ・ 頸部超音波検査
- ・ 心臓超音波検査
- ・ 微量アルブミン検査（一次健診において尿蛋白検査の所見が（±）または（+）の方）

・ 特定保健指導

- ・ 生活指導
- ・ 栄養指導
- ・ 運動指導

全部の検査・指導が終わるまでに、約3時間が必要です。